

前回定例会（平成19年5月9日）以降の行政の動き

平成19年6月6日
原子力安全・保安院
原子力安全地域広報官

1. 実用発電用原子炉に対する保安検査結果等（平成18年度第4四半期）の原子力安全委員会への報告について（5月10日）

原子力安全・保安院（以下「当院」）は、原子炉等規制法に基づく平成18年度第4回保安検査の結果等について、原子力安全委員会に報告。検査結果については、各検査官事務所からの報告を受け、当院で全国17原子力発電所に対する検査結果を取りまとめた後、原子力安全委員会へ報告。

柏崎刈羽原子力発電所では、2月19日から3月16日の期間に当該保安検査を実施し、検査結果としては、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであった。

2. 実用発電用原子炉に係る平成18年度第4四半期の保安規定の認可実績について（5月10日）

当院は、原子炉等規制法に基づき、実用発電用原子炉に係る平成18年度第4四半期の保安規定の認可実績について、原子力安全委員会に報告。計8発電所から9件の申請があり、認可された。そのうちの1件に、柏崎刈羽原子力発電所の保安規定についての本店組織の見直しに伴う変更が含まれる。

3. 発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について（5月21日）

経済産業省（以下「当省」）は、4月20日、発電設備の総点検に関し、電力会社からの再発防止対策の内容について、具体的な取り組みが明記されていないことから、今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて当省に報告するよう指示。その指示に従い、全電力会社等から、当省に対し、再発防止対策の具体的な行動計画が報告されました。

全電力の報告内容には、経営責任者の関与、保安教育の徹底、アラームタイパーの記録保存、フリーアクセスへの協力、主任技術者の独立性、保安検査結果の説明への協力等当省からの指示事項が網羅され、スケジュールや検証の仕組みが具体的に記載されている。

当省としては、今後は、行動計画が確実に実施されることが重要であり、その実施状況について、保安検査等を通じて確認していくこととしている。また、その結果について、丁寧に説明を行うとともに、これを踏まえ、必要に応じ、改善指示を行うとともに、今後予定されている保安規定の変更や関連する法令等の改正を踏まえ、必要な行動計画の追加的な変更を指示することとしている。

4. OECD/NEA/WGPCワークショップ等の開催について（5月22日～25日）

「規制活動の透明性」をテーマに標記会合が東京及び東海村で開催された。加盟国から総勢約80名が参加し、柏崎刈羽からも品田刈羽村長及び柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 新野会長が発表者として参加。現場からの生の声を伝えるものとして各参加者から好評で、25日に行われたWGPCの本会合でのワークショップ総括でも高く評価された。

5. 平成19年度第1回保安検査（保安規定の遵守状況の検査）の開始（5月28日）

柏崎刈羽原子力発電所において、今年度第1回の保安検査を開始。今回の検査は、「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画」（以下「行動計画」）に従って、特別な保安検査として行い、発電設備の総点検の結果に係る再発防止対策の実施状況や定期検査中の管理を中心とした運転管理の実施状況を対象に重点的に行う。

なお、検査計画では6月22日に当該検査を終了するが、行動計画に従って、保安検査の結果の公開も、適切な段階毎に速やかに行う予定である。

6. 北陸電力株式会社からの安全対策の総点検結果の報告について（5月29日）

北陸電力からの臨界事故の報告を受け、3月15日、原子力安全・保安院長は、北陸電力に対し、「原子炉を早急に停止して、安全対策の総点検を行い報告するよう」指示。その指示に対する報告が北陸電力からあった。内容としては、臨界事故で直接影響を受けた可能性のある燃料12体について、損傷がなく健全であること及び臨界防止に係る設備についての手順書等の点検を行い、現時点において、安全に影響を及ぼすものではないことを確認したとの報告であった。当省としては、改訂された手順書及び燃料等の点検結果等安全対策の総点検結果の適切性について、5月28日から行われている特別原子力施設監督官立ち会いによる特別な保安検査等を通じて厳格に確認し、7月を目途に評価を取りまとめる。

以上